

認知症対応型 グループホーム末吉

(地域密着型認知症対応型共同生活介護)

重要事項説明書・契約書・個人情報利用同意書

重要事項説明書

1. 認知症対応型共同生活介護サービスを提供する事業者について

事業者名称	医療法人 HSR
代表者指名	理事長 名嘉村 博
本社所在地	〒901-2132 沖縄県浦添市伊祖三丁目8番15号
電話番号	TEL 098-870-6600 FAX 098-870-6604
法人設立年月日	2010年3月1日
関連事業所	名嘉村クリニック 訪問看護ステーション名嘉村 ケアプランセンター名嘉村 なは定期巡回ステーション 包括支援センター松島 看護小規模多機能型居宅介護末吉

2. 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

事業所名称	認知症対応型グループホーム末吉
管理者	金井誠司
開設年月日	2020年4月1日
事業所番号	4790100632
所在地	〒903-0801 沖縄県那覇市首里末吉2丁目95番4
電話番号	TEL 098-917-1227 FAX 098-917-1228
設備概要	建物構造・面積 <ul style="list-style-type: none"> ・鉄筋コンクリート地下1階、地上2階建て ・全敷地面積 約 699.04 m² ・建築面積 約 265.49 m² ・延べ床面積 547.69 m² 1階: 看護小規模多機能型居宅介護施設 2階: 認知症対応型共同生活介護施設

3. 主な設備

宿泊室	9室(個室)
食堂、居間、訓練室	共用
電話の数と種類	通常回線電話・災害緊急用電話・夜間宿直者
防災設備	各部屋に火災警報装置・消火器・拡声器設置・ 消防署へ自動通報装置が設置
トイレ	3箇所(内1ヶ所多目的トイレ)
浴室	1箇所(個浴浴槽無、機械浴無)
台所	1箇所 入居利用者と一緒に調理できる広さ有

4. 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	医療法人 HSR が設置経営する、認知症対応型グループホーム末吉（以下「事業所」という。）地域密着型看護認知症対応型共同生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の認知症対応型共同生活介護の提供にあたる従業員（以下「従業員」という。）が要介護状態であって認知症の状態にある者に対し、適正な認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とします。
運営の方針	<ol style="list-style-type: none"> 1 従業員は、要介護者であって認知症の状態にある者について、共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民と交流の下、住み慣れた環境で生活が続けられることをめざします。 2 入浴、排泄、食事その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、入居者がその有する能力に応じ自立したその人らしい日常生活を営むことができるようにします。 3 当事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

5. 事業実施地域 営業時間 定員など

営業日及び営業時間	営業日 365日 営業時間 24時間
サービス提供時間	同上
通常の実施地域	那覇市
定員	登録定員 9名

6. 職員勤務の体制

職種	常勤	非常勤	職務内容	保有資格
管理者	1名		運営管理 事業内容の調整 苦情対応	介護福祉士
計画作成者	1名		サービス計画作成・調整 利用者・家族への相談支援 各種職種間の調整	介護支援専門員
介護職員	3名以上	名	日常生活介護	介護福祉士 介護職
事務	1名	名	事務業務・日常生活介護	事務

7. 入退居の手続き

- (1) 利用申し込み時は、利用者及びその家族と面談します。
- (2) 『申込書』に必要事項を記入し申し込んでいただきます。
- (3) 入居が内定した後、健康診断又は診療情報提供書が必要となります。

8. 認知症対応型共同生活介護の提供方法

- (1) 認知症対応型共同生活介護の内容は入居者の身体状況を勘案した上で、介護計画を作成し、その介護計画に基づき必要な援助を行います。
- (2) 利用者の認知症状を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境のなかで生活が送れることにより、達成感や満足感を得て、自信を回復するよう配慮します。

(3) 利用者が自らの趣味・嗜好に応じた活動、充実した生活が送れるよう支援し、精神的な安定と問題行動の減少及び認知症の進行を緩和するよう努めます。

(4) サービス提供については、親切丁寧を旨とし、利用者及び家族に対しサービスの提供方法を説明します。

(5) 利用者又は、他の利用者の生命と身体の保護のため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束は行いません。

9. サービス内容

入居	事業所に入居していただき、共同生活住居において家庭的な環境の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上のお世話および機能訓練を行うことにより、利用者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な援助を提供します。
食事提供時間	朝食 8 時 昼食 12 時 夕食 18 時 食事時間は個人の身体状況や希望等に合わせ柔軟に対応します。

10. サービス計画

サービス計画書	サービス提供開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等、介護者の状況を十分把握し個別にサービス計画書を作成します。
サービス計画書の交付	サービス計画書の作成にあたっては、その内容について利用者又は家族に対して十分な説明を行うとともにサービス計画書を交付し、利用者の同意を得ます。

11. 介護保険給付サービス利用料金

(1) 基本料金

サービス提供時間 事業所区分・要介護度		利用者負担額		
		1割負担	2割負担	3割負担
I	要介護1	765 円	1,530 円	2,295 円
	要介護2	801 円	1,602 円	2,403 円
	要介護3	824 円	1,648 円	2,472 円
	要介護4	841 円	1,682 円	2,523 円
	要介護5	859 円	1,718 円	2,577 円

(2) 加算料金

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

	加算	利用者負担			算定回数等
		1割負担	2割負担	3割負担	
<input type="checkbox"/>	夜間支援体制加算(Ⅰ)	50 円	100 円	150 円	夜間及び深夜の時間帯について手厚い人員体制をとっている場合に 1 日につき算定します。
<input type="checkbox"/>	夜間支援体制加算(Ⅱ)	25 円	50 円	75 円	
<input type="checkbox"/>	認知症対応型入院時費用	246 円	492 円	738 円	月 6 日限度

□	若年性認知症利用者受入加算	120 円	240 円	360 円	若年性認知症(40 歳から 64 歳まで)の利用者を対象に指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護を行った場合に 1 日につき算定します。
□	看取り介護加算★	72 円	144 円	216 円	死亡日以前 31 日以上 45 日以下
		144 円	288 円	432 円	死亡日以前 4 日以上 30 日以下
		680 円	1360 円	2040 円	死亡日の前日及び前々日
		1280 円	2560 円	3840 円	死亡日
□	初期加算	30 円	60 円	90 円	入居した日から 30 日以内の期間について算定します。
□	医療連携体制加算(Ⅰ)イ	57 円	114 円	171 円	訪問看護ステーション等との連携により看護師を配置し、24 時間の連絡体制や利用者が重度化した場合の指針を定めるなどにより、利用者の日常的な健康管理や医療ニーズに対して適切な対応が取れる体制を整備している場合に 1 日につき算定します。
	医療連携体制加算(Ⅰ)ロ	47 円	94 円	141 円	
	医療連携体制加算(Ⅰ)ハ	37 円	74 円	111 円	
	医療連携体制加算(Ⅱ)	5 円	10 円	15 円	
□	退居時情報提供加算	250 円	500 円	750 円	1 回につき
□	退居時相談援助加算	400 円	800 円	1200 円	利用期間が1月を超える利用者が退居し、居宅にて居宅サービス等を利用する場合に、退居後の各サービスについての相談援助を行い、利用者の同意を得て退居後2週間以内に市町村等に利用者の介護状況を示した文書を添えて各サービスに必要な情報を提供した場合に 1 回につき算定します。
□	認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3 円	6 円	9 円	日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められる認知症の利用者に対して、専門的な認知症ケアを行った場合に 1 日につき算定します。
	認知症専門ケア加算(Ⅱ)	4 円	8 円	12 円	
□	認知症チームケア推進加算(Ⅰ)	150 円	300 円	450 円	1 月につき
	認知症チームケア推進加算(Ⅱ)	120 円	240 円	360 円	
□	生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100 円	200 円	300 円	当事業所の計画作成担当者が、訪問リハビリテーション事業所等の医師等の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした認知症対応型共同生活介護計画を作成し、当該計画に基づくサービスを実施した場合に算定します。

	生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200円	400円	600円	生活機能向上連携加算(Ⅱ)は、訪問リハビリテーション事業所等が当事業所を訪問した際に、当事業所の計画作成担当者と共同で利用者の状態評価を行い、生活機能の向上を目的とした(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画を作成し、当該計画に基づくサービスを実施した場合に算定します。
□	高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	10円	20円	30円	感染対策に係る一定の要件を満たす医療機関から、施設内で感染者が発生した場合の感染制御等の実施指導、研修・訓連を行った場合に1月につき算定する。
	高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	5円	10円	15円	
□	新興感染症等施設療養費	240円	480円	720円	パンデミック発生時等において、必要な感染対策や医療機関との連携体制を確保した上で感染した利用者の療養を施設内で行った場合に1日につき算定
□	栄養管理体制加算	30円	60円	90円	管理栄養士等が従業者に対して栄養ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に、1月につき算定します。
□	口腔衛生管理体制加算	30円	60円	90円	当事業所の介護職員が歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士から口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上受けている場合に1月につき算定します。
□	口腔・栄養スクリーニング加算	20円	40円	60円	利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態のスクリーニングを行った場合に1回につき算定します。
□	科学的介護推進体制加算	40円	80円	120円	利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出し、その情報を認知症対応型共同生活介護の適切かつ有効な提供に活用している場合に、1月につき算定します。
□	生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	100円	200円	300円	介護現場の生産性向上へ向けた委員会を設置し、ICT等を活用して業務効率の改善を図ることで1月につき算定します。
	生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10円	20円	30円	

□	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22円	44円	66円	厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出た事業所が、利用者に対して認知症対応型共同生活介護を行った場合に1日につき算定します。
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18円	36円	54円	
	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6円	12円	18円	
□	介護職員等ベースアップ等支援加算	左記の1割	左記の2割	左記の3割	基本サービス費に各種加算・減算を加えた総単位数(所定単位数) ※介護職員等特定処遇改善加算、介護職員処遇改善加算を除く。
□	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	左記の1割	左記の2割	左記の3割	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数(所定単位数) ※介護職員等ベースアップ等支援加算、介護職員等特定処遇改善加算を除く。
	介護職員処遇改善加算(Ⅱ)				
	介護職員処遇改善加算(Ⅲ)				

(3) その他の費用について

以下の金額は利用料金の全額が利用者の負担になります。

	金額	内容
入居保証金	¥90,000	退所時にホームの器物破損、居室の破損・汚損の負担・残留物処分負担金を差し引いて返還致します
家賃	¥45,000 (30日の場合)	部屋の使用料(1日¥1,500)
食費	¥48,000 (30日の場合)	朝食¥400、昼食¥650、夕食¥550(1日¥1600)
水道光熱費	¥16,000(月額)	水道・ガス・電気等(1日533円)
リネン代	¥3,000(月額)	シーツ、布団カバー、枕カバーなどのクリーニング代
共益費	¥3,000 (30日の場合)	共同で利用する設備の維持費(1日¥100)
雑費	¥1,000(月額)	歯みがき粉、歯ブラシ、ティッシュ、石けん、洗濯用洗剤等

※入院加療が必要となり、お部屋を使用していない場合であっても、契約期間中の家賃は満額、水道光熱費、リネン代は、利用期間の日割りで料金をご負担いただきます。

12. 支払について

利用者は、料金表に定めたサービスに対する所定の利用料および、サービスを提供する上で別途必要になった費用を支払うものとします。

支払方法	毎月15日前後に前月分の請求書を郵送します。 支払方法は、①口座自動振替 ②銀行振り込み *①②いずれかで可能
請求書の送付	事業者は、利用者又は家族に対しサービス提供月の末日に利用請求書を作成し、翌月15日までに送付します。利用者は、指定の日までに支払うものとします。
領収書	事業者は、入金を確認後、領収書を郵送します。

13. 退去について

退去される場合には敷金(90,000円)から修繕費、立替金、未払金を差し引いた残額を2ヶ月以内に返却します。退去については次のとおりとする。

- (1) 身体介護が重度になり、グループホームのケアの限界を超えるとき。
- (2) 暴力、自損、他傷等危険な行為が続くとき。
- (3) 入院がおおむね1ヶ月を超えると医師が判断したとき。
- (4) 利用料等の滞納が2ヶ月以上続くとき。

14. 当グループホームを選択のための情報提供方法

- (1) サービス評価実施と公表をホームページにて行っています。
- (2) サービスの質の改善のため、教育システムと課題改善・職員研修・業務体制整備を継続して実施しています。

15. 入居に当たっての留意事項

面会	原則としては、時間に規定はありません。面会者名簿の記載をお願いします。21:00～9:00の間は、休養や本人の状況により相談によりさせていただきます。
外出 外泊	外出・外泊希望時は、事前に、『外出・外泊届け』記載で行ってください。 予定の変更時は、連絡をお願いします。
持込み品	居室に入る範囲で、使い慣れた物をお持ちください。
宗教	他の方にご迷惑にならない範囲であれば自由です。
受診	原則的に病院受診は、家族で対応をお願いします。
金銭管理	基本的には、利用者及び家族で管理して下さい。
その他	① 定められた場所以外及び時間以外に喫煙又は飲酒しないようにしてください。 ② けんか、口論、泥酔等他人に迷惑をかけないようにしてください。 ③ 非常災害対策に可能な限り協力ください。

16. 衛生管理・感染症対策について

(1) 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は備品等は清潔を保持するため、業務開始前・終了時の日々の清掃・消毒を施すなど、常に衛生管理に努めます。

(2) 事業所において、食中毒及び感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じます。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。

③事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を年2回以上実施します。

17. 非常災害時の対策

認知症対応型共同生活介護は、非常災害に備えるため、消防計画を作成し避難訓練等を次のように行います。

非常災害時の対応方法	非常災害時には、別途定める消防計画に則って対応を行います。
平常時の訓練等	消防法令に基づき消防計画をたて、職員及び利用者が参加する消火、通報及び避難訓練を少なくとも年2回は実施します。その内、年1回以上は総合訓練を実施します。
防火管理者	金井 誠司
防犯、防火設備、避難設備等の概要	火災報知設備(煙感知、熱感知の作動により、消防署に通報します) 消火器・拡声器設置

18. 緊急時の対応

- (1) サービス実施中に利用者の心身の状況に異常、事故、その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医、関係医療機関に連絡等の措置を講ずるとともに、緊急連絡先であるご家族等に速やかに連絡いたします。
- (2) 居室・トイレ・浴室に緊急コールボタン設置しており、緊急時の対応可能な環境を整えています。

19. 個人情報の保護と取り扱い

- (1) 本事業所の職員は、サービスを提供する上で知り得た利用者及び家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- (2) 職員は事業所退職後も秘密保持の責任が継続されます。
- (3) 事業者は、業務上知り得た利用者並びに家族等の個人情報を、医療上もしくは関係機関との連携を図る等、正当な理由がある場合に予め同意を得た上でその情報を用いること、又、必要な情報を収集することがあります。

20. サービスに関する意見・要望・苦情等について

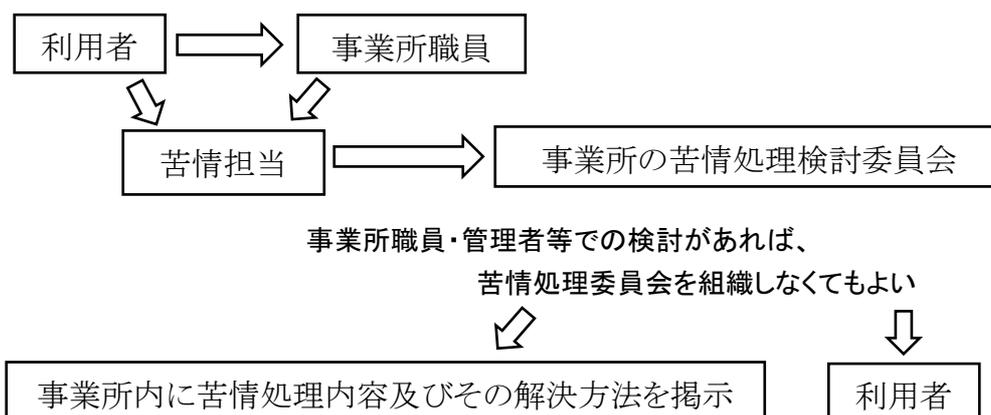
- (1) 当事業所のお客さま相談・苦情窓口

担当者: 儀間 明子

TEL: 098-917-1227 FAX: 098-917-1228

受付日: 年中(ただし、日曜日・祝日・12月31日～1月3日は除く) 受付時間: 9:00～17:00

- (2) 苦情処理フロー



(3)その他

当事業所以外に、お住まいの市町村及び沖縄県国民健康保険団体連合の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

- ①那覇市ちやーがんじゅう課 098-862-9010
- ②沖縄県国民健康保険連合会 098-860-9022
- ③沖縄県福祉サービス運営適正化委員会 098-882-5704

21. 事故発生時の対応

(1)急変時、救急搬送が必要と判断した場合、速やかに利用者に対して応急処置・救急車の依頼を行い、事業所管理者へ連絡します。

(2)家族に連絡しますので、速やかに引継ぎできるよう対応をお願いします。

(3)勤務者は、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

(4)記録は、サービスの提供が完結した日から5年間保存するものとします。

22. 損害賠償について

利用者に対する介護サービス提供に伴って、事業者の帰するべく事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、損害を賠償します。

23. 医療機関等との対応・連携

事業者は、利用者の健康状態が急変した場合等は、あらかじめ届けられている、連絡先に可能な限り速やかに連絡するとともに、医師に連絡する等必要な処置を行います。当事業所は、下記の施設と連携をする事とします。

病院名	科目	住所
独立行政医療法人那覇市立病院	全科	那覇市古島 2-31-1
医療法人はごろも会仲本病院	内科	那覇市古島1丁目 22 番1号
ひらばやし歯科	歯科	那覇市古島 2-11-3-1F
介護老人保険施設パークヒル天久	介護	那覇市字天久 1123

24. 運営推進会議の設置

当事業所はサービスを提供するにあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、内容等についての評価、要望、助言を受けるため運営推進委員会を設置しています。

構成	利用者 利用者の家族代表 民生委員 地域住民代表者 那覇市職員 那覇市地域包括支援センター松島 当事業所長 ケア計画担当者
開催	2ヶ月に1回
内容	活動状況報告・評価、要望、助言を受ける
記録	会議の内容・評価・要望・助言の記録を作成し公表する

25. 人権の擁護及び虐待の防止のための措置

(1)事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を行います。

- ①虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- ②虐待防止のための指針の整備をしています。

③虐待を防止するための定期的な研修の実施しています。

④虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	(職・氏名を記載する)
-------------	-------------

⑤事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

26. 身体的拘束について

(1)事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、入居者に対する身体的拘束、その他行動を制限する行為を行いません。

(2)やむを得ず前項の身体拘束を行う場合には、身体拘束の内容、目的、緊急やむを得ない理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や手続きなど厚生労働省が策定した「身体拘束ゼロへの手引き」を遵守し適正な取り扱いにより行うものとし、その実施状況を運営推進会議に報告します。

(3)事業所は、身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、身体拘束等は廃止すべきものという考えに基づき、従業者全員への周知徹底及び身体拘束等の研修を定期的実施します。

27 認知症ケアについて

事業所は、認知症状のある利用者の個性を尊重するケアのため次の取組みを行います。

①利用者に対する認知症ケアの方法等について、養護者に情報提供し、共に総合的なアセスメントを踏まえ本人の自由意志を尊重したケア(パーソン・センタード・ケア)を実践します。

②利用者の現在の生活やこれまでの生活について知り、一日の生活リズムや本人のペースを踏まえた臨機応変な支援を行ないます。

③利用者に継続的に関わることで、様子や変化をとらえ、介護者及び介護支援専門員、他の福祉サービス事業者や医療機関と共有することで、多職種共同による、よりよいケアの提供に貢献します。

④「認知症は進行していく疾患」であることを踏まえ、専門性と資質向上を目的とした定期的な研修等を開催し、認知症に関する正しい知識やケアを習得します。

29. 記録の整備について

(1)事業所は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し行います。

(2)利用者に対するサービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存し、利用者及びその家族から要望があった場合は、記録閲覧、複写の要求に応じます。ただし、謄写については実費を請求することがあります。

30. 利益供与等の禁止

事業所は、指定居宅介護支援事業者又はその従事者に対し、要介護被保険者に対し当該看護小規模多機能型居宅介護を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与いたしません。事業所は、指定居宅介護支援事業者又はその従事者から、当該看護小規模多機能型居宅介護からの利用者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受いたしません。

31. 第三者評価の実施の有無 有

実施日:令和4年4月20日 外部評価実施機関:沖縄タイム・エージェント←最終日を入力

開示場所:施設入り口 情報提供コーナー

32. ハラスメント対策について

事業所は、職場内や利用者、家族からのハラスメントがあった場合に、事業所として適切に対応するものとする。そのために下記のことを行う。

- ①事業所におけるハラスメント防止対策に関する基本指針を整備する。
- ②ハラスメント防止対策に関する基本指針に従業者者に周知徹底を図る。
- ③上司や総務部を窓口とした相談体制(マネジメントラインへの報告ルートを明確化)
- ④従業者に対しハラスメント防止のための研修を定期的実施する。(年1回)

33. 業務継続計画の策定等について

(1)感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

(2)従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

(3)定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

34. サービス利用にあたっての留意事項

(1)那覇市地域密着型サービスとなっております。介護認定を受けた、那覇市に住所がある方が対象となります。

(2)保険証の提示:サービス利用の際は、介護保険被保険者証、医療保険証等の確認します。

(3)設備・器具の取り扱い:事業所内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損した場合は、弁償していただく場合があります。

(4)迷惑行為:他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。

(5)宗教活動等:事業所内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

(6)職員等の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設けます。

- ①採用時研修 採用後1か月以内
- ②定期的研修 随時
- ③認知症介護基礎研修 医療・福祉関係の資格を有さない介護従業者を対象とします。

サービス提供の開始に際し、利用者に対して本書面に基づき重要事項説明を行いました。
尚、本書は2通作成し、利用者、事業所が各1通を保管するものとします。

事業所 認知症対応型グループホーム末吉

事業所印

所在地 〒903-0801 沖縄県那覇市首里末吉町二丁目95番地4

説明者

説明日 年 月 日

私は、本書面により事業者からサービスについて重要事項の説明を受けました。

利用者	氏名	
	住所	
代理人	氏名	
	住所	
	利用者との関係	
家族	氏名	
	住所	
	利用者との関係	

変更の必要があるかを調査し、必要があると認められた場合には、利用者及びその家族等と協議して計画を変更するものとします。

④事業者は、計画を変更した場合は、契約者に対して書面を交付し、同意を得た上で決定するものとします。

第5条(サービスの利用と料金の支払い)

利用者は、介護保険等関連法に定める料金を支払います。

2 利用者は、第4条に定めるサービスについて、重要事項説明書に定める所定の利用料金を事業者に支払うものとします。

3 本サービスの利用料は月額制とします。月途中から登録した場合又は月途中から登録を終了した場合、契約者は登録した期間に応じて日割りした料金を事業者を支払います。

4 月途中で要介護度が変わった場合には、日割り計算により、それぞれの単価に基づいて計算します。

5 前項の他、契約者は、以下の料金を事業者を支払うものとします。

① 食費

② 水道光熱費

③ 宿泊代

④ その他生活及び特別なレクリエーションに必要な物

⑤ 雑費

⑥ ①～⑤に定めるサービス利用料金は1ヶ月毎に計算し、利用者は、これを指定された日までに支払うものとします。

⑦ 業所は、利用者から料金の支払いを受けた場合はその領収書を発行します。

第6条(利用料金の変更)

サービス利用料について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。

2 サービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業所は、利用者に対して変更を行う2ヶ月前までに説明をした上で、当該サービスの利用料金を相当な額に変更することができます。

3 契約者は、前項の変更と同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第7条(利用者からの契約解除)

利用者は事業所に対し5日以上の予告期間においてこの契約を解除できます。

2 利用者は、次の場合には、直ちに契約の解除ができます。

①事業所が正当な理由なく適切なサービスを提供しない場合

②事業者が守秘義務に反する等、常識を逸脱する行為を行った場合

③事業者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷付け、又は著しい不信行為その他本契約を継続しがたい重要な事情が認められる場合

第8条(事業者からの契約の解除)

事業所は、利用者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

①利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意に告げず、又は不実

の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じた場合。

- ②利用者がサービス利用料金の支払いを2か月以上遅滞し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれを支払わない場合。
- ③事業所は、利用者が正当な理由なくまたは故意に指定訪問看護の利用に関する指示に従わず、要介護状態を悪化させた場合、または常識を逸脱する行為をなし、改善しようとししないなどの理由で、契約の目的が達せられないと判断した時は5日以上前の文章による予告期間を持って契約を解除することができます。
- ④利用者が入院した場合。

第9条(契約の終了と終了時の措置)

次のいずれかに該当する場合、契約は当然に終了します。

- ①利用者が、死亡した場合
 - ②利用者が、他の介護施設に入所あるいは現住所からほかの市町村へ転出した場合
 - ③利用者の病状、要介護状態の改善により、要介護状態から外れ、自立もしくは、要支援状態と認定された場合
 - ④契約者又は、事業者から解約の意思表示がなされた予告期間が満了した場合
- 2 事業所は、前条の解除あるいは前項の事由により契約が終了した場合には、利用者担当の介護支援専門員等及び利用者の居住区である市町村等に連絡することなど必要な支援をいたします。

第10条(清算)

本契約が終了した場合において契約者が既に実施されたサービスに対する利用料金支払い義務、その他事業者に対する義務を負担している場合は、契約終了日の翌月末日までに清算するものとします。

第11条(事業者及び職員の義務)

事業所及び事業所の従業員は、サービスの提供にあたっては、契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。

- 2 事業所は、利用者の健康管理を適切に行うため、主治医・看護師との連携に努めるものとします。
- 3 事業所は、現にサービスの提供を行っているとき、利用者に容態の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに利用者の主治医に連絡を取る等必要な対応を講じます。
- 4 事業所は、自ら提供するサービスの質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受け、それらの結果を公表し、常にその改善を図るものとします。
- 5 事業所は、事業の運営にあたって、地域住民またはその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図るものとします。
- 6 事業所は、利用者に対するサービスの提供に関する記録を作成し、それを5年間保管し、利用者又は代理人の請求に基づいてこれを閲覧させ、またはその複写物を交付するものとします。

第12条(秘密保持)

事業者及び事業所の従業員は、サービスを提供する上で、知り得た利用者及びその家族等に関する事項を、正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約終了後も継続します。

- 2 事業所及び事業所の従業員が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を漏らすことがないよう必要な処置を講じます。
- 3 事業所は、利用者の個人情報及び、利用者の家族の個人情報を用いる場合は、利用者及びその家族の

同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者及びその家族の個人情報を用いません。

4 関係機関等の連携により、心身の健康の保持及び生活の安定のために、正当な理由があつて必要な場合にも個人情報を取り扱う事があります。

第13条（記録の保管）

認知症対応型生活介護（グループホーム）に関する記録については、5年間保管し、いつでも利用者及びその家族からの記録閲覧、複写の要求に応じます。ただし、謄写については実費を請求することがあります。

第14条（緊急時、事故発生時の対応）

事業所は、入居している利用者が病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医、利用者の家族へ連絡を行なう等の必要な処置を講ずるとともに緊急時の状況及び緊急に際してとった処置について記録するものとします。

2 事業所は、利用者に対するケア提供により事故が発生した場合には、速やかに那覇市・利用者家族に連絡を行なう等の必要な措置を応ずるとともに、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するものとします。

第15条（苦情及び要望）

事業者は、利用者又はその家族から苦情の申し出があつた場合は速やかに対応します。

2 事業者は、利用者又はその家族から苦情の申立機関に苦情申し立てを行った場合、これを理由としていかなる不利益・不公平な対応も致しません。

3 契約者又は契約者の家族は、提供されたサービスに関する苦情や要望がある場合、苦情・要望を受け付ける窓口を設置して適正に対応するものとします。

第16条（賠償責任）

事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を勘案して相当と認められるときに限り、賠償責任を減じることができるものとします。

2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

3 事業所は、損害賠償責任保険に加入致します。

第17条（賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- ①契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合
- ②契約者が、サービスの実施のために必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合
- ③契約者の急激な体調の変化等、事業者が実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- ④契約者が、事業者及び職員の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

第 18 条 (裁判管轄)

この契約に関する裁判については、那覇地方裁判所本庁のみを管轄裁判所とすることを合意します。

第 19 条 (連携)

事業所は、サービスの提供にあたり、主治医及び介護支援専門員、その他保険・医療・福祉サービス提供する者との連携を行ないます。

2 事業所は、当該契約の変更又は終了に際し速やかに介護支援専門員等にも連絡します。

第 20 条 (事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能)

事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

第 21 条 (連帯保証)

連帯保証人は、利用者が利用者に対して負担する本契約上のすべての責務につき、連帯して保証する。

第 22 条 (契約外条項)

利用者及び事業所は信義誠実をもってこの契約を履行します。

2 本契約に規定のない事項については、介護保険法等関係法の規定を尊重し、利用者及び事業所の協議に基づき定めます。

尚、本書は2通作成し、利用者、事業者が各1通を保管するものとします。

サービス提供の開始に際し、協議の上、署名捺印をもって本契約を締結いたします。
尚、本書は2通作成し、利用者、事業者が各1通を保管するものとします。

契約締結日 年 月 日

事業所 認知症対応型グループホーム末吉
所在地 〒903-0801 沖縄県那覇市首里末吉町2丁目95番4
理事長 名嘉村 博

事業所印

説明者

利用者 氏名 _____ 印

住所 _____ 印

代理人 氏名 _____ 印

住所 _____ 印

利用者との関係 ()

家族 氏名 _____ 印

住所 _____ 印

利用者との関係 () _____

個人情報に関する方針

グループホーム末吉 地域密着型認知症対応型共同生活介護(以下「事業所」という)は、個人情報に関する法律を遵守して、個人の権利・利益を保護する為に、次の通り個人情報保護に関する方針を定めて実施します。

- ① 個人情報は、適正な取得に勤め、利用目的を達成する為には、正確・最新の内容を保ちます。
- ② 通常、必要と考えられる個人情報の範囲は、事業のサービス提供に必要な情報です。個人情報は、利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。
なお、利用目的の中で同意しがたい事項がある場合は、意思表示により変更等の対応を致します。意思表示がない場合には、同意が得られたものとします。
上記以外で、個人情報を第三者に提供する際は、あらかじめご本人の同意を文書で得ます。ただし、都道府県等外部監査機関などは第三者に該当しないため、文書で同意を得ないことがあります。
- ③ 個人情報の保護に対する照会には、いつでも問い合わせ窓口で対応します。
- ④ 個人情報の確認・訂正・利用停止を求められた場合には、調査の上対応いたします。
- ⑤ 従業者への個人情報保護に関する教育を徹底します。また、雇用契約時に、離職後も含めて守秘義務を遵守させます。
- ⑥ 個人情報の安全管理体制を整備します。万が一、漏洩、紛失、不正アクセス、破壊など問題発生時には、速やかに対処します。
- ⑦ 個人情報の開示を求められた場合は、事業所の情報提供の手続きに従って開示します。

個人情報利用同意書

<個人情報の取扱いについて>

当事業所が保有する利用者及びそのご家族に関する個人情報については、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は解約終了後も同様です。

<個人情報利用目的>

事業所内での利用目的

- 適切なサービスを円滑に行うために、事業者内で情報共有や職員研修をするため
- 利用者に提供する介護サービスの記録を行うため
- サービス提供に掛かる請求業務などの事務手続きのため
- サービス利用にかかわる管理運営のうち、入退所等の管理、会計・経理、事故等の報告のため
- 施設内での居室等における入居者名の掲示

他の事業所等への情報提供を伴う目的

- 他の居宅サービス事業所や居宅介護支援事業所との連携(サービス担当者会議等)、照会への回答のため
- テレビ電話装置等を活用した他の居宅サービス事業所や病院、施設との連絡、説明・報告のため
- ご家族及び後見人様などへの説明・報告のため
- 利用者かかりつけ医、及び事業者協力医療機関への連絡のため
- 損害賠償保険等にかかる保険会社等への相談または届出のため

上記以外の利用目的

- 当事業所において行われる実習生及びボランティア受入れのため
 - 法令上義務付けられている、医療機関(行政・医療・警察・消防等)からの依頼があった場合、
 - レクリエーションや行事等のご様子をお伝えするひとつとして利用者又はご家族の写真を撮影しホームページ・パンフレット・社内研修・掲示物・広報誌で使用する場合
- 当事業所の広報誌などにおいて、ご利用者様やご家族の映像・写真の使用につきまして同意されない場合、居室入口等へ名札を掲示することについて好まれない場合は上記項目を二重線で消してください。

令和 年 月 日

事業所の名称 医療法人エイチ・エス・アール 認知症対応型グループホーム末吉 殿

私と私の家族の個人情報の取扱いについて説明を受けたので、上記の範囲内において利用することに同意します。

【ご利用者】住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

【代理人】住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____ 本人との関係 ()

【家 族】住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____ 本人との関係 ()